

玉名市公共施設・公共工事等木材利用促進基本方針

森林は、木材の供給、水源かん養や国土の保全、さらに保健休養の場の提供など、市民の暮らしを豊かにする様々な恵みを我々にもたらしてきた。しかし、長引く木材価格の低迷と需要の減少により、林業や木材産業は厳しい状況に置かれ、このままでは森林が持つ様々な機能の発揮や、森林資源の循環利用に支障をきたすことが危惧されている。

木材は加工から廃棄に至る過程におけるエネルギー消費が少ないなど、環境への負荷が小さく、使用している間は木材自体が炭素を固定し続けるため、地球温暖化防止対策の視点からも優れた身近な資材であり、植栽や保育を行うことにより再生産が可能な循環型の資源である。さらに、木材によって形成される空間は、人の健康や心理面で非常に良い影響をもたらすことが明らかになっている。

このように木材の利用は、玉名市が目指す「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」の形成に寄与するものであり、地産地消を進めながら森林文化を継承し、発展させていくことが、玉名市民の環境財としての森林を健全な状態で未来に引き継ぐことにつながる。

玉名市では、「玉名地域木材需要拡大推進協議会」の会員として、県や玉名地域の森林・林業・木材産業団体と連携を図りつつ、積極的に木材の利用に取り組んできた。

このような中、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）が施行されたことから「熊本県公共施設・公共工事木材利用推進基本方針（平成23年2月23日策定）」に即して、市が直接又は市内各種団体への補助等により実施する公共施設・公共工事（以下「市等工事」という。）において木材の利用を一層促進し、この取組を市内の民間事業者、さらには市民まで普及させることを目的として、法第9条に基づく新たな「玉名市公共施設・公共工事等木材利用促進基本方針」を定めるものとする。

- * 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその付帯施設
- * 公共工事：地方自治体を実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、漁港、その他の土木工事

第1 公共建築物等における木材の利用の促進を図るための基本事項

1 木材の利用を促進すべき対象

- ア 市等工事で整備する公共施設
- イ 市等工事以外で、玉名市内において民間事業者等が整備するアに準ずる建築物
- ウ 民間事業者が行う公共交通機関の旅客施設及び観光施設等の建築物
- エ 公共工事で設置する施設

2 木造計画・設計基準の活用

公共施設の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として国が定める木造計画・設計基準（以下「木造基準」という。）の活用を図る。

3 木材の地産地消の促進

市内あるいは近隣地域で生産又は製造された地域産資材（丸太、製材品、内装材、合板、集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。

第2 市等工事で整備する公共建築物等における木材の利用の目標

- 1 低層の公共施設は、木造とするよう努める。ただし、法令上の規定がある場合や許容範囲を超える負担増となる場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。
- 2 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等については、木質化を推進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化に配慮する。
- 3 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。
- 4 公共工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。
- 5 その他木材の利用に当たり、以下の事項に配慮する。
 - ア 「規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）」による規制の見直しに係る公共施設については、積極的に木造化を図る。
 - イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。
 - ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第3 公共建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

1 市の役割

- ア この基本方針に即し、地域の実情等を踏まえ、市内の公共施設における木材の利用の促進に努める。
- イ 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。
- ウ 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再生林など適確な更新の確保を図る。

2 公共建築物等のコスト等に関して考慮すべき事項

- ア 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストの縮減を図る。
- イ 公共施設については、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストの縮減を図る。
- ウ 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃料灰の有効活用に努める。

附 則

- 1 この方針は、平成25年2月1日から施行する。